# 内航海運業法施行規則 （昭和二十七年運輸省令第四十二号）

#### 第一条（用語）

この省令において使用する用語は、内航海運業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第二条（届出）

法第三条第二項の事業開始の届出をしようとする者は、事業開始届出書（第一号様式）を提出するものとする。

#### 第三条（登録の申請）

法第四条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録申請書（第二号様式）を提出するものとする。

##### ２

法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  使用する船舶の長さ
* 二  
  船舶所有者（船舶が共有されている場合は、船舶管理人。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 三  
  船舶所有者以外の者から船舶を借り受けている場合は、当該船舶の貸渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

##### ３

法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  内航貨物定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第一項に規定する内航貨物定期航路事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数
* 二  
  海運組合（内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第三条に規定する内航海運組合をいう。以下同じ。）に加入している場合は、当該海運組合の名称

##### ４

法第四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  資金計画（第三号様式による。）
* 二  
  船員配乗計画（第四号様式による。）
* 三  
  使用船舶の明細（第五号様式による。）
* 四  
  主として取引しようとする相手方の氏名又は名称及び住所
* 五  
  他に営業を行つている場合は、当該営業の種類及び概要
* 六  
  内航貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

##### ５

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

* 一  
  既存の法人にあつては、次の書類
* 二  
  法人を設立しようとする者にあつては、次の書類
* 三  
  個人にあつては、次の書類
* 四  
  船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第二十九条第一項に規定する登録事項証明書その他の船舶の所有又は貸借関係を証する書類
* 五  
  船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗計画の実施のための準備の状況を示す書類

#### 第四条（内航海運業者登録簿）

法第五条第一項の規定による内航海運業者登録簿は、第七号様式によるものとする。

#### 第五条（船舶の基準）

法第六条第一項第五号の国土交通省令で定める総トン数及び長さは、次のとおりとする。

* 一  
  総トン数  
    
    
  百トン以上
* 二  
  長さ  
    
    
  三十メートル以上

#### 第六条（事業計画の基準）

法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  資金計画が次に掲げる費用及び借入金を勘案して適切に定められているものであること。
* 二  
  船員配乗計画が次に掲げる基準に適合しているものであること。

#### 第七条（変更登録の申請）

法第七条第一項の変更登録の申請をしようとする者は、変更登録申請書（第八号様式）を提出するものとする。

##### ２

前項の申請書には、法第四条第二項の事業計画及び第三条第五項の書類のうち法第四条第一項各号に掲げる事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。

#### 第八条（軽微な変更）

法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項の変更のほか、次のとおりとする。

* 一  
  使用する船舶の名称の変更
* 二  
  船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
* 三  
  船舶所有者以外の者から船舶を借り受けている場合は、当該船舶の貸渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

##### ２

法第七条第三項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した軽微変更届出書を提出するものとする。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  変更の内容
* 三  
  変更を行つた年月日

##### ３

法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、前項の規定にかかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の定めるところによることができる。

#### 第九条（内航運送約款を定める船舶）

法第八条第一項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

* 一  
  ロールオン・ロールオフ船（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第十八号の車両区域を有する船舶をいう。）
* 二  
  コンテナ船（専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有する船舶をいう。）

#### 第十条（内航運送約款の届出）

法第八条第一項前段の規定により内航運送約款の設定の届出をしようとする者は、内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款設定届出書及び設定した内航運送約款を提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  内航運送約款の実施予定期日

##### ２

法第八条第一項後段の規定により内航運送約款の変更の届出をしようとする者は、変更後の内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款変更届出書及び変更後の内航運送約款を提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  変更後の内航運送約款の実施予定期日
* 三  
  変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
* 四  
  変更を必要とする理由

#### 第十一条（内航運送約款の記載事項）

法第八条第一項の内航運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  運賃及び料金の収受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項
* 二  
  運送の引受けに関する事項
* 三  
  貨物の受取、引渡し及び保管に関する事項
* 四  
  損害賠償その他責任に関する事項
* 五  
  その他内航運送約款の内容として必要な事項

#### 第十二条（安全管理規程の届出）

法第九条第一項前段の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、事業を開始する日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書及び設定した安全管理規程を提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  事業開始予定期日

##### ２

法第九条第一項後段の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書及び変更後の安全管理規程を提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  変更後の安全管理規程の実施予定期日
* 三  
  変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
* 四  
  変更を必要とする理由

#### 第十三条（安全管理規程の内容）

法第九条第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

* 一  
  輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
* 二  
  輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
* 三  
  輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
* 四  
  安全統括管理者の選任及び解任に関する事項
* 五  
  運航管理者の選任及び解任に関する事項

#### 第十三条の二（安全統括管理者の要件）

法第九条第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

* 一  
  内航海運業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
* 二  
  法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

#### 第十三条の三（運航管理者の要件）

法第九条第二項第五号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

* 一  
  次のいずれかに該当すること。
* 二  
  二十歳以上であること。
* 三  
  法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

#### 第十四条（安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出）

法第九条第五項の規定により、安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
* 三  
  選任し、又は解任した年月日
* 四  
  解任の届出の場合は、解任の理由

##### ２

前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  安全統括管理者選任届出書  
    
    
  選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第十三条の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
* 二  
  運航管理者選任届出書  
    
    
  選任された運航管理者が前条各号に掲げる要件を備えることを証する書類

#### 第十五条（承継の届出）

法第十条第二項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した承継届出書を提出するものとする。

* 一  
  承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  登録番号
* 三  
  被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 四  
  承継の理由
* 五  
  承継した年月日

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

* 一  
  当該承継の事実を証する書類
* 二  
  承継人が承継前に内航海運業を営んでいない場合は、第三条第四項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項を記載した書類並びに同条第五項第一号、第二号又は第三号に掲げる書類

#### 第十六条（内航船舶の表示）

法第二十一条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  登録に係る行政官庁の表示
* 二  
  地方運輸局長が指定する記号及び番号

##### ２

前項の記号及び番号は、次に掲げるもの（三十日以内の期間に限つて内航海運業の用に供する船舶（以下この項及び次項において「臨時船」という。）にあつては、臨時船であることを表示する文字及び数字）からなるものとする。

* 一  
  内航海運業の用に供する船舶であることを表示する文字及び数字
* 二  
  船舶の種類を表示する文字
* 三  
  船舶の番号

##### ３

第一項に定める事項は、第九号様式（臨時船にあつては、第十号様式）の例により、船橋の前面（船橋のない船舶にあつては、左げん側中央部）に表示するものとする。

#### 第十七条（事業の休止及び廃止の届出）

法第二十二条の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出するものとする。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  休止又は廃止の年月日
* 三  
  休止の届出の場合は、休止の予定期間
* 四  
  休止又は廃止を必要とする理由

#### 第十七条の二（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

法第二十五条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

* 一  
  法第二十五条第一項の規定による命令に係る事項
* 二  
  法第二十六条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項
* 三  
  その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

##### ２

法第二十五条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第十七条の三（内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、法第二十五条第一項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

#### 第十八条（自家用船舶の届出）

法第二十五条の四第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用船舶使用届出書を提出するものとする。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  経営する事業の種類、規模その他の概要
* 三  
  使用する船舶の名称、船種、総トン数及び長さ
* 四  
  運送する貨物の種類、航路及びその年間予定数量
* 五  
  船舶の使用を必要とする理由

##### ２

前項各号に掲げる事項を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出事項変更届出書を提出するものとする。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  変更しようとする事項
* 三  
  変更の理由

##### ３

第一項及び前項の届出書には、使用船舶の明細（第五号様式）を添付するものとする。

##### ４

法第二十五条の四第二項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用廃止届出書を提出するものとする。

* 一  
  氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
* 二  
  使用を廃止した船舶の名称
* 三  
  使用廃止の年月日

#### 第十九条（身分を示す証明書）

法第二十六条第二項の職員の身分を示す証明書は、第十一号様式によるものとする。

#### 第二十条（職権の委任）

法に規定する国土交通大臣の職権のうち、法第二十五条、第二十五条の二、第二十六条及び第二十六条の二に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。

##### ２

法第二十五条、第二十五条の二及び第二十六条に規定する国土交通大臣の職権は、前項の地方運輸局長も行うことができる。

#### 第二十一条（聴聞の方法の特例）

地方運輸局長は、その職権に属する内航海運業の事業の停止又は登録の取消しに係る聴聞を行うに当たつては、聴聞の期日の十七日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をし、かつ、これらの事項を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

#### 第二十二条（書類の提出）

法又はこの省令の規定により地方運輸局長に提出する書類は、当該書類を提出する者の主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由できるものとする。

#### 第二十三条（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の適用除外）

法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項の人の運送をする貨物定期航路事業の届出をした者及び同法第二十条第二項の人の運送をする不定期航路事業の届出をした者を除く。）は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の規定による報告書を提出することを要しない。

#### 第二十四条（準用）

この省令の規定は、法第二十七条に規定する内航海運業に相当する事業について、準用する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年八月八日運輸省令第四二号）

##### １

この省令は、昭和三十七年八月十日から施行する。

# 附則（昭和三八年四月一日運輸省令第一六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年八月五日運輸省令第五五号）

##### １

この省令は、昭和三十九年八月十日から施行する。  
ただし、改正後の内航海運業法施行規則（以下「新規則」という。）第十条の規定は、昭和三十九年十月一日から施行する。

# 附則（昭和三九年一二月一六日運輸省令第八一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一二月一六日運輸省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年一二月一五日運輸省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年三月二八日運輸省令第一五号）

##### １

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四四年六月一七日運輸省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年六月一日運輸省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年六月一四日運輸省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年四月二五日運輸省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年七月一〇日運輸省令第二六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年九月三〇日運輸省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

# 附則（昭和五六年九月二八日運輸省令第四二号）

この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年三月三一日運輸省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

#### 第三条

この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

#### 第四条

この省令の施行の際現に内航運送業者又は内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号。以下この条において「法」という。）第三条第一項の規定による内航船舶貸渡業の許可を受けた者が法の規定によりしている表示の様式については、改正後の内航海運業法施行規則第六号様式又は第六号様式の二にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一二月二四日運輸省令第四〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年九月三〇日運輸省令第五八号）

この省令は、昭和六十二年十月十五日から施行する。

# 附則（昭和六二年一〇月三〇日運輸省令第六一号）

この省令は、日本航空株式会社法を廃止する等の法律の施行の日（昭和六十二年十一月十八日）から施行する。

# 附則（昭和六三年一二月二四日運輸省令第四〇号）

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

# 附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年七月三〇日運輸省令第二三号）

##### １

この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

#### 第三条（聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置）

この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

# 附則（平成六年一一月一一日運輸省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年五月二日運輸省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年六月二二日運輸省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年六月二三日運輸省令第三七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年六月一七日運輸省令第三七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に内航海運業法第三条第一項の規定により運輸大臣の許可を受けた者が所有する船舶で内航海運業の用に供するものについての内航海運業法施行規則第十条第一項に定める事項の表示については、なお従前の例による。

# 附則（平成九年一二月一五日運輸省令第八二号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

# 附則（平成一二年九月一日運輸省令第三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、海上運送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

#### 第九条（海上運送法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

改正法附則第十五条第一項の規定により内航海運業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  海運組合（内航海運組合法第三条に規定する内航海運組合をいう。以下同じ。）に加入している場合にあっては、当該海運組合の名称
* 三  
  内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画（内航海運業法施行規則第二条第一号に掲げる事項に限る。）
* 四  
  法人にあっては、社員の名簿
* 五  
  個人にあっては、次の事項
* 六  
  主として取引しようとする相手方の氏名又は名称及び住所
* 七  
  貨物運送約款

##### ２

改正法附則第十五条第一項の規定により内航海運業法第三条第二項の規定による届出をしたものとみなされる者は、遅滞なく、氏名又は名称及び住所、主たる営業所及び従たる営業所の名称及び所在地並びに使用船舶の船舶番号及び重量トン数を記載した書類を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

#### 第十条

改正法附則第十五条第一項の規定により内航海運業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者の事業に係る旧法第二十一条第二項において準用する旧法第三条第二項の事業計画のうち内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画に該当する部分は同号の事業計画とみなす。

##### ２

改正法附則第十五条第一項の規定により内航海運業法第三条第二項の規定による届出をしたものとみなされた者の事業に係る旧法第二十一条第二項において準用する旧法第三条第二項の事業計画（旧規則第二十一条の六第一項第五号ロに掲げる事項に限る。）は、内航海運業法第三条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

#### 第十一条

改正法の施行の際現にされている旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業（当該事業が総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶によるものであるものに限る。）の許可の申請は、内航海運業法第三条第一項の許可の申請とみなす。

##### ２

改正法附則第十五条第二項の規定により内航海運業法第三条第一項の許可の申請をしたものとみなされた者は、次に掲げる事項を記載した書類を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  海運組合に加入している場合にあっては、当該海運組合の名称
* 三  
  内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画（内航海運業法施行規則第二条第一号に掲げる事項に限る。）
* 四  
  法人にあっては、社員の名簿
* 五  
  法人を設立しようとする者にあっては、定款及び発起人又は設立者の名簿
* 六  
  個人にあっては、次の事項
* 七  
  主として取引しようとする相手方の氏名又は名称及び住所
* 八  
  貨物運送約款

##### ３

改正法の施行の際現にされている旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業（当該事業が総トン数百トン未満であって長さ三十メートル未満の船舶によるものであるものに限る。）の許可の申請は、内航海運業法第三条第二項の規定によりした届出とみなす。

##### ４

改正法附則第十五条第二項の規定により内航海運業法第三条第二項の規定によりした届出をしたものとみなされた者は、主たる営業所及び従たる営業所の名称及び所在地並びに使用船舶の船舶番号及び重量トン数を記載した書類を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

#### 第十二条

改正法の施行の際現にされている旧法第二十三条の二第一項において準用する旧法第十一条第一項の事業計画の変更の認可の申請（総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による自動車航送貨物定期航路事業に係るものに限る。）のうち、当該申請が、内航海運業法施行規則第六条第二号に掲げる事項に係る変更に係るものにあっては内航海運業法第八条第三項の規定によりした事業計画の変更の届出と、その他の変更に係るものにあっては同条第一項の事業計画の変更の認可の申請とみなす。

##### ２

改正法の施行の際現にされている旧法第二十三条の二第一項において準用する旧法第十一条第一項の事業計画の変更の認可の申請（総トン数百トン未満であって長さ三十メートル未満の船舶による自動車航送貨物定期航路事業に係るものに限る。）は、内航海運業法第八条第四項の規定によりした届出とみなす。

# 附則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 附則（平成一七年一月二〇日国土交通省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 第三条（経過措置）

この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

# 附則（平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 第五条（内航海運業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行の際現に内航海運業（総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航運送をする事業に限る。）を営む者であって、この省令による改正前の内航海運業法施行規則（以下「旧内航海運業法施行規則」という。）の規定により運航管理規程の作成の届出及び運航管理者の選任の届出をしている者にあっては、施行日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出並びに安全統括管理者の選任の届出及び運航管理者の選任の届出をするものとする。

##### ２

この省令の施行の際現に交付されている旧内航海運業法施行規則第十一号様式による証明書は、この省令による改正後の内航海運業法施行規則第十一号様式による証明書とみなす。

# 附則（平成二九年六月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年四月二六日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。